

(仮称) 東和児童活動センターの整備について

1 児童活動センターの整備基本方針

市では、登米市児童館等整備基本方針に基づき、放課後児童クラブとともに、児童館機能の一つである自由来館を実施する「児童活動センター」を小学校再編と併せて各町域に整備する方針としている。

2 児童活動センター整備方法の検討

(1) 小学校敷地内への整備

余裕教室が生じないことから校舎内に整備することができない。

建設する場合、校庭の活用面積が狭くなり体育の授業や部活動への影響が生じることになる。

(2) 東和総合支所を活用した整備

東和総合支所は、学校から近い位置にある公共施設であり、児童クラブ室を整備するスペースが確保できる。送迎時に利用できる駐車場がある。

3 検討結果

校舎内及び学校敷地内への整備が難しいことから、学校から近い位置にある東和総合支所の2階に児童活動センターを整備する。

学校から東和総合支所までは、スクールバスで送迎する。

4 今後のスケジュール (予定)

月 日	内 容
令和6年3月	令和6年度放課後児童クラブ利用保護者説明会
令和6年度中	東和総合支所内に児童活動センターを整備
令和6年10月	令和7年度放課後児童クラブ利用児童募集要項にて周知
令和7年3月	令和7年度放課後児童クラブ利用保護者説明会にて周知
令和7年4月	(仮称) 東和小学校の開校に併せて、東和総合支所2階で児童活動センターの供用を開始